



鳥取県公報

平成14年12月20日(金)
第 7 4 4 5 号

毎週火・金曜日発行

目 次

告 示	県営土地改良事業計画の変更 (626) (耕地課) 1
	地域森林計画の変更予定 (2件) (627・628) (林政課) 1
	公共測量の実施 (629) (管理課) 2
	都市計画の決定に係る図書の写しの縦覧 (630) (都市計画課) 2
	都市計画の変更に係る図書の写しの縦覧 (631) (") 3
選管告示	選挙管理委員会の招集 (124) 3
	鳥取海区漁業調整委員会委員の選挙権を有する者の総数の3分の1の数 (125) 3

告 示

鳥取県告示第626号

土地改良法 (昭和24年法律第195号) 第87条の3第1項の規定に基づき、県営土地改良事業 (県営中山間地域総合整備事業東因幡地区区画整理) に係る土地改良事業計画を変更したので、同条第6項において準用する同法第87条第5項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

平成14年12月20日

鳥取県知事 片 山 善 博

1 縦覧に供する書類

土地改良事業変更計画書の写し

2 縦覧に供する期間

平成14年12月24日から22日間

3 縦覧に供する場所

国府町役場及び岩美町役場

4 異議の申立て

利害関係人は、この告示に係る土地改良事業変更計画について異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に知事に申し立てること。

鳥取県告示第627号

森林法 (昭和26年法律第249号) 第5条第4項の規定に基づき、天神川森林計画区に係る地域森林計画を変更する予定であるので、同法第6条第1項の規定により次のとおり告示し、一般の縦覧に供する。

平成14年12月20日

鳥取県知事 片 山 善 博

1 縦覧に供する書類

天神川森林計画区に係る地域森林計画の変更計画書の案及び変更計画図の案

2 縦覧に供する期間

平成14年12月20日から30日間

3 縦覧に供する場所

鳥取県農林水産部林政課及び倉吉地方農林振興局

(この告示に係る地域森林計画の案に意見がある者は、縦覧期間満了の日までに、知事に対し、理由を付した文書をもって、意見を申し立てることができる。)

鳥取県告示第628号

森林法（昭和26年法律第249号）第5条第4項の規定に基づき、日野川森林計画区に係る地域森林計画を変更する予定であるので、同法第6条第1項の規定により次のとおり告示し、一般の縦覧に供する。

平成14年12月20日

鳥取県知事 片 山 善 博

1 縦覧に供する書類

日野川森林計画区に係る地域森林計画の変更計画書の案及び変更計画図の案

2 縦覧に供する期間

平成14年12月20日から30日間

3 縦覧に供する場所

鳥取県農林水産部林政課、米子地方農林振興局及び日野総合事務所農林局

(この告示に係る地域森林計画の案に意見がある者は、縦覧期間満了の日までに、知事に対し、理由を付した文書をもって、意見を申し立てることができる。)

鳥取県告示第629号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定に基づき、国土交通省中国地方整備局日野川工事事務所長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により告示する。

平成14年12月20日

鳥取県知事 片 山 善 博

1 作業種類 公共測量（2級及び3級水準点）

2 作業期間 平成14年12月6日から平成15年3月14日まで

3 作業地域 米子市並びに西伯郡西伯町及び岸本町

鳥取県告示第630号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第20条第1項の規定に基づき、淀江町から都市計画の決定に係る図書の写しの送付を受けたので、同条第2項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

平成14年12月20日

鳥取県知事 片 山 善 博

1 都市計画の種類及び名称

淀江都市計画一団地の住宅施設 淀江リタイアメント・グリーンコミュニティ

2 縦覧場所

鳥取県県土整備部都市計画課 鳥取市東町一丁目220

鳥取県告示第631号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定に基づき、淀江町から都市計画の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

平成14年12月20日

鳥取県知事 片 山 善 博

1 都市計画の種類及び名称

淀江都市計画下水道 淀江町公共下水道

2 縦覧場所

鳥取県県土整備部都市計画課 鳥取市東町一丁目220

選挙管理委員会告示

鳥取県選挙管理委員会告示第124号

平成14年第18回鳥取県選挙管理委員会を次のとおり招集する。

平成14年12月20日

鳥取県選挙管理委員会委員長 中 村 碩 男

1 日時 平成14年12月24日（火） 午後2時15分

2 場所 鳥取市東町一丁目220 鳥取県庁 選挙管理委員室

3 議題

(1) 第15回統一地方選挙について

(2) その他

鳥取県選挙管理委員会告示第125号

平成14年12月5日現在における鳥取海区漁業調整委員会委員の選挙権を有する者の総数の3分の1の数は、1,675であるので、漁業法（昭和24年法律第267号）第99条第2項の規定により告示する。

平成14年12月20日

鳥取県選挙管理委員会委員長 中 村 碩 男

